

情報提供

那医発第 581 号
令和 8 年 2 月 5 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「2 月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください（重要）（まだ届出をされていない診療所向け）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1467 号

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



2 月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください（重要）
（まだ届出をされていない診療所向け）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、日本医師会より標記の件につきまして通知が発出されました。

本件は、医療機関に勤務する職員の賃上げを目的とした「ベースアップ評価料」について、未届出の診療所に対し、以下の理由から 2 月中の届出を求める内容となっております。
＜2 月中の届出を求める理由＞

① 国の賃上げ支援事業（給付金）の対象となるため

国の令和 7 年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば 1 施設あたり 15 万円、有床診療所であれば 1 床あたり 7.2 万円の給付金が支給されることになりました。本事業の対象となる診療所は、原則として、令和 8 年 3 月 1 日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされています。（添付資料 P2）

② 次期診療報酬改定における算定点数の優遇

令和 8 年 6 月から施行される令和 8 年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直される見込みですが、令和 7 年度以前から届け出ている医療機関と、令和 8 年度から届け出ている医療機関では、算定できる点数に差が付く方向性で検討中となっております。

届出の全体の流れにつきましては、添付資料「2 月中に外来・在宅ベースアップ評価料（I）の届出をする場合の説明資料」（7 ページ）に掲載されております。

また、「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」のみを届け出る場合の届出添付書類が大幅に簡素化されており、作成時の説明資料も作成されております。厚生労働省のホームページをご覧ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

● 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

- 2 月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください（まだ届出をされていない診療所向け）
（令和 8 年 1 月 28 日（日医発第 1718 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 1718 号(保険)

令和 8 年 1 月 28 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿
郡市区医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

2 月中のベースアップ評価料の届出をご検討ください
(まだ届出をされていない診療所向け)

医療機関に勤務する職員の賃上げを実施するための診療報酬上の評価である「ベースアップ評価料」について、まだ届出をされていない診療所は、以下の理由により、2 月中に届出を行っていただきたく、今般、別添の説明資料を作成しましたので、貴会会員への周知徹底についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 2 月中の届出をお願いする理由 >

- ① 国の令和 7 年度補正予算における賃上げ支援事業として、診療所であれば 1 施設当たり 15 万円、有床診療所であれば 1 床当たり 7.2 万円の給付金が支給されることになりました。

本事業の対象となる診療所は、原則として、令和 8 年 3 月 1 日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ている診療所とされております。

(※上記事業では、賃上げ支援事業のみならず物価支援事業も講じられております。詳細については、別途ご案内申し上げました令和 8 年 1 月 27 日付け日医発第 1713 号(医経)(保険)「令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」をご確認ください。)

- ② 令和 8 年 6 月から施行される令和 8 年度診療報酬改定では、ベースアップ評価料が見直される見込みですが、令和 7 年度以前から届け出ている医療機関と、令和 8 年度から届け出る医療機では、算定できる点数に差が付く方向性で検討中となっております。

(※「ベースアップ評価料」の見直しも含め、令和 8 年度診療報酬改定については、現在、中医協において検討中であり、正式な内容については、後日、改めてお知らせいたします。)

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

<添付資料>

2 月中に外来・在宅ベースアップ評価料(I)の届出をする場合の説明資料

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

令和8年2月中の届出を是非ご検討ください

【理由】

- ・令和7年度 医療機関等における
賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施
- ・令和8年度診療報酬改定（賃上げ対応）



令和7年度補正予算

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する
支援事業実施要綱（抜粋）

3. 診療所等賃上げ支援事業

(3) 本事業の対象となる医療機関

本事業の対象となる医療機関等のうち、

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは
令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※）を届け出ている施設

（※）「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

(5) 給付金の支給額

給付金の支給額は以下のとおり算定する。

- ・ 有床診療所（医科・歯科）

許可病床数 × 72千円

（※：使用許可病床数が2床以下の場合は1施設 × 150千円を支給する。）

- ・ 無床診療所（医科・歯科）

1施設 × 150千円

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）に関する対応について（案）

○ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）については、現時点で未取得の医療機関が多いことから、令和8年度改定において同様の評価を設定する際には、令和6・7年度の算定状況に応じて、評価に差を設ける必要があるのではないか。



令和7年度補正予算の賃上げ支援事業において、例えば診療所（無床）であれば、1施設当たり15万円の給付金が支給されることになりました。

【支給を受ける要件】ベースアップ評価料 3/1時点での届出施設

- 「**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）**」のみを届け出る場合の**届出添付書類が大幅に簡素化**されています。

※届出書添付書類（Excel）には「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがありますが「別添」シートを入力するだけで、「計画書」と「届出書」は、ほぼ自動的に完成します。

- 基本的には、直近**1か月間の初・再診料等の算定回数を調べていただくだけで**、届出書添付書類の作成が可能です。
- 令和7年度補正予算及び令和8年度診療報酬改定の対応のために、届出をご検討ください。



2月中のベースアップ評価料の届出を是非ご検討ください!!

5

届出書作成のおおまかなイメージ

1. 直近1か月間の初・再診料等の算定回数を入力(事前にレセコンで調べておく)

2月に届出の場合は、1月の初・再診料等の算定回数を調べる

(1月の算定回数が通常と大きく違う場合や、季節変動がある場合は、過去3カ月間や半年間の平均等でも可)

(例)	1か月の算定回数	×	外来・在宅 ベースアップ評価料(Ⅰ)	=	1ヶ月当たりの 算定金額
	初診料:100回	×	6点(初診時)	=	600点(6,000円)
	再診料:500回	×	2点(再診時)	=	1,000点(10,000円)
			合計		1,600点(16,000円)

初・再診料等の算定回数を入力すれば、ベースアップ評価料の算定金額見込みは自動計算される

2. 上記金額を1.165で割り、対象職員「全体」の賃金改善見込み額を設定

基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等（16.5%）が持ち出しにならないように、差し引いた金額

(例)	1ヶ月当たりの 算定金額	÷	1.165	=	対象職員全体の 賃金改善見込み額
	16,000円	÷	1.165	=	13,734円



- 届出の際に、個々の対象職員の賃金や賃金改善見込み額を記載する必要はありません
→ 個々の職員の給与額は記載する必要がないので、職員に作成を任せることができます
- 対象職員の人数も記載する必要はありません

6

2月中の届出の場合 全体の流れ（目次）

- (1) 1月分の初診料・再診料の算定回数をレセコン等で調べておく
- (2) 届出様式の書類(エクセル・ファイル)を厚労省のサイトからダウンロード
- (3) エクセルのシートに入力→計画書・届出書が自動作成される
- (4) 作成したエクセル・ファイルを電子メールで地方厚生(支)局の
都道府県事務所の専用メールアドレスに送信する
➢ 専用メールアドレスは、エクセルのシートに都道府県名を入力すると、
表示される
(メールが困難なら、書面提出も可)
- (5) 2月中の届出→3月1日からベースアップ評価料の算定開始
3月分給与から賃上げ(評価料の対象職員への配分)開始

7

(1) 1月分の初診料・再診料の算定回数をレセコン等で調べておく

操作方法が不明な場合は、
お使いのレセコンメーカーに
お問い合わせください



8

(2) 届出様式の書類（エクセル・ファイル）を厚労省のサイトからダウンロードします

医療機関の届出にかかる負担軽減のため、令和7年1月にベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式を公開しました。この新しい様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

厚生労働省

ベースアップ評価料特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索

新しい様式はこちら

--- 中略 ---

9

(3) エクセルのシートに入力（全体像）

①届出に関する基本事項

②算定に関する事項

③賃金改善に関する事項

点数算定の項目	算定回数
③ 初診料等	100 回
④ 再診料等	500 回
⑤ 訪問診療料（同一建物以外）	0 回
⑥ 訪問診療料（同一建物）	0 回

② ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額
令和6年10月1日現在の繰越金額が0円です。

1か月当たりの外宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み
1か月の外宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み
16,000 円



それぞれの項目の入力例を
順にお示しします

10

エクセルを開いて、「別添」のシートを選びます

Excel spreadsheet showing the '別添' (Attachment) sheet selection process. The sheet list on the left shows '別添', '計画書', and '届出書'. The '別添' sheet is selected, and a red arrow points to it from the '別添' tab in the top right corner.

① 届出に係る年度においてベースアップ

23 < > 別添 計画書 届出書 +

「別添」を選び、
下にスクロールしていく

11

「別添」シート記載例 ①「届出に関する基本事項」(2月中の届出の場合)

Excel spreadsheet showing the '別添' (Attachment) sheet with the '届出に関する基本事項' (Basic Information Regarding Submission) section. The section includes a table for '保険医療機関に関する情報' (Information Regarding Insurance Medical Institution) and checkboxes for '届出を行う評価料' (Evaluation Fee to be Submitted).

① 吹き出しの記載も参考にして、医療機関名等の基本事項を入力します。

② 医療機関が所在する都道府県を選択します。

③ 届出様式を提出する厚生局のメールアドレスが自動的に表示されます。
(※このメールアドレスは、関東信越厚生局東京事務所のメールアドレスです)

12

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」（2月中の届出の場合）

4 ベースアップ評価料算定期間

- ① 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月 令和 8 年 3 月
- ② 届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を終了する月（原則として3月） 令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料は、届出をした日の翌月1日（月の最初の開庁日に届出した場合は、当月1日）から算定可能。

【2月中の届出】

4 ベースアップ評価料算定期間

- ①算定開始月 令和8年3月
- ②算定終了月 令和8年3月

※令和8年3月の1ヶ月分のみ

13

「別添」シート記載例 ②「算定に関する事項」（2月中の届出の場合）

5 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目		算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	100 回
	④ 再診料等	500 回
	⑤ 訪問診療料（同一建物以外）	0 回
	⑥ 訪問診療料（同一建物）	0 回
歯 科 点 数 表	⑦ 初診料等	回
	⑧ 再診料等	回
	⑨ 歯科訪問診療料（同一建物以外）	回
	⑩ 歯科訪問診療料（同一建物）	回

レセコンで調べた直近1か月間（1月）の
③初診料
④再診料
等の算定回数を入力

1月分が通常と大きく違う場合、季節変動がある場合は、3カ月や1年間の平均でも可

⑪前年度からの繰越予定額
0円

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み

（⑪の1か月当たりの金額を含む）

⑫ベースアップ評価料の
算定金額見込みが
自動計算

16,000 円

14

「別添」シート記載例 ③「賃金改善に関する事項」（2月中の届出の場合）

6 賃金改善実施期間

⑬ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月

令和 8 年 3 月

⑭ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月（原則として3月）

令和 8 年 3 月

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

選択してください
(原則として3月)

「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

【2月中の届出】

6 賃金改善実施期間

⑬開始月 令和8年3月

⑭終了月 令和8年3月

※令和8年3月の1ヶ月分のみ

15

⑫	⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等による算定金額の見込み （⑪の1か月当たりの金額を含む）	記載不要です	16,000 円	⑫
	↓			
⑮	7 対象職員（全体）の賃金改善見込み額	対象職員全員の合計額を記載してください	13,734 円	⑫ ÷ 1.165
	⑮ 対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額		0 円	⑮不明なら0円
	⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額（現時点で不明の場合は0として構わない） （参考）法定福利費（事業主負担分等を含む）を含む増加額の目安		16,000 円	⑫以上に

※ 「⑮対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額」には、「⑬届出に係る年度に
始する月」における対象職員（全体）の1か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。

⑮と⑯の数字から自動計算されるため記載不要です

⑮対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

基本給等の引上げに連動して引き上がる法定福利費の事業主負担分等が、医療機関の持ち出しにならないように
⑮の計算方法 ⑫の金額を1.165で割って、小数点以下を切り上げた数字

「（参考）法定福利費（事業主負担分等を含む）を含む増加額の目安」

この欄は「（⑮＋⑯）× 1.165」により自動計算される
この金額を⑫の金額以上にする

16

